

かすみがうら市議会議会運営委員会会議録

令和6年3月19日 午前8時53分 開 議

出 席 委 員

委 員 長	矢 口 龍 人
副委員長	佐 藤 文 雄
委 員	岡 崎 勉
委 員	小 倉 博
委 員	久 松 公 生
委 員	櫻 井 健 一

欠 席 委 員

な し

委 員 外 委 員

議 長	小座野 定 信
副 議 長	櫻 井 繁 行

出 席 説 明 者

市 長	宮 嶋 謙
市 長 公 室 長	横 田 茂
総 務 部 長	中 泉 栄 一

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局 局 長	金 子 俊 文
局 長 補 佐	谷 中 博 文
係 長	折 本 尚 充

議 事 日 程

令和6年3月19日（火曜日）午前8時53分 開 議

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 議長あいさつ
4. 事 件
 - (1) 令和6年第1回定例会の運営について
 - ・追加提出予定案件について
 - ・市長の専決処分事項の指定について
 - ・議案審査の方法について
 - ・議事日程（案）について
5. 諮問に対する答申（案）について
6. そ の 他
7. 閉 会

開 議 午前8時53分

○矢口龍人委員長

では、皆さん、おはようございます。

時間前ではございますが、全員そろいましたので、委員会を始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は6名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

本日、市長にご出席いただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと思います。

○市長（宮嶋 謙君）

おはようございます。

本日は何かとお忙しい中、市議会運営委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

また、議員の皆様方にはご出席を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

それでは、本日の説明事件ですが、追加でご提案を予定しております予算に関する議案1件、人事案件2件につきましてご説明いたします。

なお、詳細につきましては担当部長から説明いたしますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

次に、小座野議長からごあいさつをお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

開会に際し、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては何かと忙しい中、大変ご苦労さまでございます。

去る2月29日から本日までの20日間の会期で開催されました令和6年第1回定例会は、おかげさまでもちまして本日最終日を迎えることができました。

本日は、1月10日に貴委員会に諮問させていただきました令和6年第1回定例会の運営につきまして、引き続きご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、ただいま市長から申出がございました追加議案が本日提出されます。これらの取扱いについて貴委員会からのご意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、議案第8号の議決に当たりましては、地方自治法第243条の2に基づく監査委員の意見を求め、適当なものとの意見を受けておりますことをご報告申し上げます。

最後になりますが、今後も円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。本日はありがとうございます。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名します。

議会事務局、折本係長を指名いたします。

本日の日程は会議次第のとおりであります。

それでは早速、本日の日程事項に入ります。

○矢口龍人委員長

本日の事件は、（1）令和6年第1回定例会の運営についてであります。

初めに、追加提出予定案件についてを議題といたします。

説明を求めます。

○総務部長（中泉栄一君）

それでは、予算関係は公室長のほうから、そしてそれ以外の案件につきましては私のほうからということで、今回、人権擁護委員の候補者の推薦についてということでご説明をさせていただきます。

議案概要書が2ページ、議案集の追加提出の1ページから2ページになります。

諮問第1号、第2号、人権擁護委員の候補者の推薦についてでございますけれども、坂本憲志氏、吉田忠弘氏の2人の人権擁護委員の任期が令和6年6月30日をもって満了となることから、引き続き坂本氏と吉田氏を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、任期は令和6年7月1日から令和9年6月30日までの3年間ということになります。

○市長公室長（横田 茂君）

それでは、私のほうから、一般会計補正予算の第13号ということで追加の提案をお願いするものでございます。

内容につきましては、現在工事を進めておりました旧佐賀小学校の電気関係の工事で、開閉器の交換について、東京電力より年度内に工事が終了できないということの連絡があったため、当該工事案件につきまして繰越処理をお願いするものでございます。繰越額は87万円でございます。

よろしくお願いいたします。

○矢口龍人委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして何かございましたら、挙手の上ご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、ないようですので、これで執行部の方にはご退席願います。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。〔午前 8時58分〕

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。〔午前 8時58分〕

○矢口龍人委員長

ここで、議長から発言の申出がございますので、それではお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

ありがとうございます。

地方自治法の改正に伴う条ずれ対応といたしまして、本市議会でも市長の専決処分事項の指定についてを新たな議決とする必要がございます。

つきまして、本職において作成いたしました市長の専決処分事項の指定についてにつきまして、委員会のご意見などを賜りたく申出させていただきます。

なお、本議案は委員会提出議案として本日提案をお願いするものであります。

詳細につきましては議会事務局長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○矢口龍人委員長

以上で申出による発言が終わりました。

○矢口龍人委員長

それでは、先ほど議長から申出がありました市長の専決処分事項の指定についてを議題といたします。事務局から補足説明を求めます。

○議会事務局長（金子俊文君）

それでは、委員会発議第1号 市長の専決処分事項の指定につきましてご説明をさせていただきます。

令和6年4月1日付で地方自治法の改正が予定されているところでございます。こちら具体的に申しますと、2ページから3ページになりますが、第243条の2の2の職員の賠償責任の規定が第243条の2の8へ、改正によりまして条がずれることとなります。

この規定の引用につきましては、2ページでございますが、令和2年9月24日で議決されました市長の専決処分事項の指定についての4項目に、地方自治法第243条の2の2を引用している箇所がございますので、当該箇所を243条の2の8へ改正する内容でございます。

○矢口龍人委員長

説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

ご質問等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、ここでお諮りいたします。

市長の専決処分事項の指定については、先例により議会運営委員会委員長が提出者となり、委員会提出議案として本日提案し、採決することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

次に、議案審査の方法についてを議題といたします。

初めに、執行部から説明があります。議案第32号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第13号）につきましては、日程第3の後、追加日程第1として直ちに本日の議事日程に組み込み、市長から提案理由の説明を受け、議案に対する質疑の後、委員会付託を省略し、討論を経て、直ちに採決することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

次に、執行部から説明がありました諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について及び諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についての2件の議案につきましては、追加日程第1の後、追加日程第2として直ちに本日の議事日程に組み込み、市長から提案理由の説明を受け、議案に対する質疑の後、委員会付託並びに討論を省略し、直ちに採決することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

次に、委員会提出議案である委員会発議第1号 市長の専決処分事項の指定についてにつきましては、追加日程第2の後、追加日程第3として直ちに本日の議事日程に組み込み、本職から提案理由の説明を行い、議案に対する質疑の後、委員会付託を省略し、討論を経て、直ちに採決することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

なお、追加議案に対する質疑につきましては、先例により、通告がなくても認めることとし、質疑の方法は一問一答方式、質疑の回数は一議案一要項につき3回までとすることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

○矢口龍人委員長

次に、議事日程（案）についてを議題といたします。

初めに、議案審査特別委員会から議案の審査結果報告書が提出されておりますので、日程第1として、委員長からの報告の後、先例により委員長への質疑を省略し、討論を経て採決を行うことによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

なお、議案第6号及び第9号につきましては、議長も出席議員となり表決権を持ち、出席議員の3分の2以上の同意を必要とする特別多数決となることを申し添えます。

次に、産業建設委員会から議案第30号の審査結果報告書が提出されておりますので、日程第2として、

委員長報告の後、委員長への質疑、討論を経て、採決を行うことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

次に、旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会から調査結果報告書が提出されておりますので、日程第3として、委員長報告の後、先例により委員長への質疑並びに討論を省略し、採決を行うことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

お諮りいたします。

本日の議事日程（案）につきましては、ただいまの審議の内容を踏まえ、タブレット端末に掲載いたしました議事日程（案）のとおりとすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、このようにさせていただきます。

○矢口龍人委員長

次に、諮問に対する答申（案）についてを議題といたします。

答申案のデータをタブレット端末にお送りいたしますので、お目通しいただきたいと思います。

ここで、暫時休憩といたします。〔午前 9時05分〕

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。〔午前 9時05分〕

それでは、答申案につきましてご意見又はお気づきの点がありましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。ご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

ないようですので、ここでお諮りいたします。

本案のとおり議長に答申し、本委員会終了後に開催されます全員協議会で報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

○矢口龍人委員長

以上で本日の日程は全て終了しましたが、そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

ないようですので、以上で本日の議会運営委員会を散会といたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前 9時06分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長 矢 口 龍 人